

イギリス会計検査院の機構改革 —2011年予算責任及び会計検査法（会計検査関係）—

海外立法情報調査室 河島 太郎

【目次】

はじめに

I 機構改革の背景

- 1 背景
- 2 タイナー報告書と会計検査院監督委員会の見解
- 3 その後の経緯

II 2011年予算責任及び会計検査法第2章等の概要

- 1 第2章 会計検査
- 2 第2附則 会計検査院
- 3 第3附則 会計検査院と会計検査院長との関係

おわりに

翻訳:2011年予算責任及び会計検査法（会計検査関係）

はじめに

多くの民主国家においては、唯一の最高機関が他の機関に優位するのではなく、権力分立の下に立法、行政及び司法の最高機関が併存し、相互に抑制と均衡を図る中で一機関による権限濫用等の不正を防止する構造となっている。中でも、国民代表機関である議会が立法府として法律により行政権の抑制を図ることこそ、最も期待される中心的な機能と考えられる。しかし、福祉国家化に伴い相対的に国家機能の重心が行政権に移行した結果（行政国家化）、古典的な立法権能のみでは議会が十分に行政権の抑制を図ることが困難となってきたことから、議会が

多様な行政監視の仕組みを発達させてきた⁽¹⁾。イギリス議会における行政監視の仕組みの中には、政府から独立して形式的には議会に属しながら、議会からも相当程度に独立して職務を行い、その成果を議会の行政監視等の機能に還元することが期待されるものがある。その1つが下院の所轄の下に置かれた会計検査院であり、同院は下院決算委員会（Committee of Public Accounts）による行政監視を補佐している⁽²⁾。

しかし、このような独立性の高い機関については、逆に他の機関による抑制や検証を受けにくく、不正防止に懸念の生じる余地もある。イギリスでは、2007年に会計検査院においてこのような懸念が現実化して不祥事が露見し（後述第I章第1節参照）、その再発防止を図って会計検査院の組織が見直され、所要の立法措置が講じられた。この立法措置を定めるのが、2011年予算責任及び会計検査法の一部の規定である。本稿では、同法第2章並びに第2附則及び第3附則の定める会計検査院関係の機構改革の概要を説明し、末尾にこれらの規定の訳を付した⁽³⁾。

I 機構改革の背景

2011年予算責任及び会計検査法（2011年法律第4号）⁽⁴⁾には、会計検査院（National Audit Office：NAO）の機構改革を定める第2章及び

(1) 『外国の立法』（特集 議会の行政監視）255号、2013.3参照

(2) 河島太郎「イギリス議会における行政監視」『同上』, pp.42-67. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111647_po_02550005.pdf?contentNo=1> 以下、インターネット情報は、2013年4月30日現在のものである。なお、このような機関として、会計検査院のほかに議会オンブズマンがある。

(3) 経過規定に関する第4附則と関係法令の整理に関する第5附則の規定は、原則として本稿の対象から除き、特に必要がある場合に限って言及するにとどめた。

(4) Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (c.4).

関係附則のほか、予算責任局の新設等を定める第1章及び関係附則がある。会計検査院の機構改革に関する規定と予算責任局の新設等を定める規定はその制定の経緯や背景事情が全く異なっており⁽⁵⁾、2011年予算責任及び会計検査法は予算責任局の新設等と会計検査院の機構改革に関する規定が抱き合せて同じ1つの法案に盛り込まれて成立したいわば一括法である⁽⁶⁾。

1 背景

会計検査院の前身である国庫及び会計検査庁は財務省の外庁であったが⁽⁷⁾、1983年会計検査法⁽⁸⁾により政府から独立した組織として会計検査院が翌1984年に設置された⁽⁹⁾。同法の定める会計検査院長(Comptroller and Auditor General: C&AG)の地位には、次のような特徴があった。

第1に、会計検査院長は、下院決算委員長の同意を得て首相が任命すべき者の上奏案を発議

し、下院の上奏により女王がこれを任命する⁽¹⁰⁾。また、両院の上奏により女王が解任する場合を除き、その身分は保障されている⁽¹¹⁾。特に、2011年予算責任及び会計検査法制定以前は、会計検査院長の任期や定年はなく事実上の終身官となっていた。政府から独立した会計検査院の長である会計検査院長は、このように議会からも相当程度独立性の高い身分を有しており、その独立性を保持するため、会計検査院長の報酬は下院の決議で定めた上で、会計検査院の予算ではなく国庫に相当する統合基金から直接支払われていた⁽¹²⁾。

第2に、会計検査院長の地位は、下院の役員(officer)であると同時に一人法人(corporation sole)とされていた。一人法人は、単独法人ともいい、社員(構成員)1人で組織する法人のことである。イギリスにおいては多くの国務大臣も一人法人とされており⁽¹³⁾、他に検査官がいないことと相まって、会計検査院長が同院にお

(5) 予算責任局の新設等は、2010年5月の総選挙後の政権交代で成立した保守自民連立政権の政策合意(*The Coalition: our programme for government*. HM Government, 2010. p.15 <<https://www.gov.uk/government/publications/the-coalition-documentation>>))に基づくものである。会計検査院の機構改革は、2007年に発覚した当時の会計検査院長の不祥事に端を発しており、本来その規定は政権交代前の労働党政権時代における憲法改革の一環をなす別の法案の一章として盛り込まれていたが、総選挙直前の会期末処理により法案から削られて日の目を見なかったものである。田中嘉彦「海外法律情報 英国—2011年予算責任及び会計検査法—政権交代による財政政策の変容」『ジュリスト』1423号, 2011.6.1. p.81; 河島太郎「イギリスの2010年憲法改革及び統治法(1)—公務員—」『外国の立法』250号, 2011.12, pp.75-76. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382142_po_02500004.pdf?contentNo=1>

(6) イギリスでは、このような一括法の制定が少なくない。

(7) Exchequer and Audit Departments Act 1866 (c.39).

(8) National Audit Act 1983 (c.44).

(9) 片山信子「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院と決算審議」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』434号, Jan.15.2004, p.5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998437_po_0434.pdf?contentNo=1>

(10) National Audit Act 1983 (c.44), s.1(1), (2).

(11) Exchequer and Audit Departments Act 1866 (c.39), s.3.

(12) 2004年以前は、下院の決議前であっても、事務次官相当の報酬が保障されていた。Exchequer And Audit Departments Act 1957 (c.45), s.1. この法律は、2011年予算責任及び会計検査法第5附則第3条の規定により廃止されている。

(13) 一人法人とされることにより、大臣の職にある者の交代に際し財産所有権の引継ぎが容易になる等の点で行政上の利便があるとされている。政治議会調査室・課『英国の内閣執務提要』(調査資料 2012-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.57. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8091534_po_201204.pdf?contentNo=1> (原書名: *The Cabinet Manual: A guide to laws, conventions and rules on the operation of government*, London: Cabinet Office, 2011, para.3.28. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/60641/cabinet-manual.pdf>)

ける独任制の大臣ともいふべき存在であることを示していた。

第3に、会計検査院長の権限として、職務遂行上の完全な裁量権があるとされるほか、会計検査院長は、同院の職員の任命権のみならず、その報酬その他の任用条件の決定権を有するものとされていた⁽¹⁴⁾。

第4に、会計検査院長の監督は、下院の会計検査院監督委員会 (Public Accounts Commission) が行うものとされていたが⁽¹⁵⁾、会計検査院長の同委員会に対し随時報告義務以外に特段の義務等は規定されていなかった。また、検査官会議が事務総局を指揮監督する日本の会計検査院とは異なり、イギリス会計検査院にはそもそも会計検査院長以外の検査官が存在しなかったことから、同院長がその他の検査官ないしその合議体による内部的な統制を受けることもなかった。

このように、会計検査院が独立機関であるところから、その長である会計検査院長は、手厚い身分保障の対象となる一方、政府が掣肘を加えることができないばかりでなく、議会下院の会計検査院監督委員会による同院長の監督も形式的なものにとどまり、法律上は会計検査院内

における内部統制に服する義務もなかった。

このような会計検査院において、2007年に、当時おおむね20年の長きにわたり会計検査院長の職にあったサー・ジョン・ボーン (Sir John Bourne) 院長について、夫人同伴の海外旅行に旅費を使用したこと、検査対象である各省の次官等を公費で会食に招待したこと、国防省の契約相手方から接待を受けていたこと等の不祥事が次々に発覚した⁽¹⁶⁾。

2 タイナー報告書と会計検査院監督委員会の見解

2007年7月、下院の会計検査院監督委員会の調査により、会計検査院長の経費の支出は、院内や財務省の承認に服することなく本人が決定したとおり会計検査院の予算から支出されることとなる等、同院長の活動を統制する有効な仕組みのないことが明らかにされた⁽¹⁷⁾。

会計検査院監督委員会は、同月に会計検査院の組織運営体制 (corporate governance arrangement) の検討を行うことを決定し、11月にこれをジョン・タイナー (John Tiner) 元金融サービス機構事務局長に委嘱した⁽¹⁸⁾。タイナー氏は、①会計検査院長は会計検査院の行う会計検査に関

(14) National Audit Act 1983 (c.44), s.3 (1)-(3).

(15) 下院には決算委員会とは別に会計検査院の監督機関として会計検査院監督委員会が置かれている。監督委員会は、下院決算委員長、下院院内総務その他の下院議員で大臣でないものの中から下院が任命した者7人をもって組織する。National Audit Act 1983, s.2 (1), (2).

(16) 不祥事の内容を示した報道としては、例えば Laura Clout, "Auditor General's luxury hotel bills under fire", *Telegraph*, 24 May 2007. <<http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/1552441/Auditor-Generals-luxury-hotel-bills-under-fire.html>>; David Hencke, "Sir John Bourn, guardian of the public purse. In three years he's run up bills of £365k on travel and £27k on meals. Then there's opera, grand prix, polo ...", *The Guardian*, London, 11 Oct 2007, p.1. <<http://www.guardian.co.uk/politics/2007/oct/11/uk.Whitehall>>; Christopher Hope, "MPs order review into watchdog head's bills", *Telegraph*, 12 Oct. 2007. <<http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/1565896/MPs-order-review-into-watchdog-heads-bills.html>>

(17) The Public Accounts Commission, House of Commons, *13th Report*, HC 915, 11 July 2007; 東信男「英国会計検査院 (NAO) におけるコーポレート・ガバナンスの改革」『会計検査研究』43号, 2011.3, p.134. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3193382_po_j43d10.pdf?contentNo=1>

(18) The Public Accounts Commission, House of Commons, *Review of the National Audit Office's Corporate Governance: 14th Report*, HC 328, 6 February 2008. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmpacomm/328/328.pdf>>

する完全に独立した判断権と検査結果を議会に提出する権限を有するものとする、②会計検査院は政府からの独立性が制約を受けないように最良の事務慣行 (best practice) を適用しながらこれに適合した運営及び内部統制の体制を整備し、年次報告でその体制に関し公に報告するものとする、③会計検査院は会計検査に関する重要で専門的な基準及び一般に普及している最良の事務慣行 (prevailing best practice) に従って事務を行うものとする、という3つの目標を立てた上で⁽¹⁹⁾、会計検査院の将来の運営に関する提案を行った⁽²⁰⁾。主な提案事項は次の3点である。⁽²¹⁾

① 会計検査院は理事会 (governing board) を備えた法人とし、理事 (director) の過半数は独立性のある院外理事 (non executive director) とすべきである。理事会の任務は、(a) 会計検査院の戦略の策定、(b) 会計検査院長の事務の支援及び監督、(c) 会計検査院 (会計検査院長を含む。) の事務の経済的、能率的かつ効果的な遂行の確保並びに (d) 会計検査院の運営及び内部統制の体制が効果的にかつ最高水準で機能することの確認とすべきである。理事会には、専ら院外理事で組織する報酬委員会 (Remuneration Committee) 及び内部監査委員会 (Audit Committee) を置くべきである。

② 総裁 (Chief Executive, 会計検査院長とも

呼ぶこととする。) は、会計検査に関する判断及びその内容を下院決算委員会等に提出することについて完全な裁量権を保持すべきである。

③ 会計検査院理事会の理事長 (Chairman) 及び総裁は、ともに下院の議決に基づいて女王が任命することとなろう。理事長その他の院外理事の任期は3年とし、1回に限り再任を妨げないものとすべきである。総裁の任期は8年とし、再任されることができないものとすべきである。

タイナー報告書の提出を受けた会計検査院監督委員会は、おおむねタイナー報告書を支持しながら、会計検査院長の任期をタイナー報告書の8年よりやや長い10年とするよう勧告した。また、理事長が会計検査院長の会計検査に関する決定権を制約することがないように会計検査院長と理事長との地位や役割に混同が生じないようにすべきであるとした。さらに、法律上可能であれば、会計検査院の理事長 (Chairman of the NAO) ではなく、会計検査院の理事会長 (Chairman of the NAO Board) とする方が望ましい等と勧告した。⁽²²⁾

3 その後の経緯

タイナー報告書に沿って会計検査院の機構改革を実現するには法律の規定が必要であると考えられ⁽²³⁾、2008年7月には同報告書の提案事項

(19) *ibid.*, paras.2, 13-20.

(20) *ibid.*, paras.3, 56-89.

(21) 以上の経緯については、本章第3節及び前掲注(5)参照。さらに、その詳細、会計検査院の機構改革の背景にある企業統治 (corporate governance) の理念等については、東 前掲注(17), pp.133-145を参照されたい。

(22) The Public Accounts Commission, House of Commons, *Corporate Governance of the National Audit Office: Response to John Tiner's Review: 15th Report*, HC 402, 4 March 2008. para.8. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/compacomm/402/402.pdf>> 法律上、現在のイギリス会計検査院は、院の主宰者 (the person who chairs NAO) その他の検査官 (member) で組織する法人とされ、board と呼ばれる機関は置かれていない。Budget Responsibility and National Audit Act 2011, Sch.2, para.1 (1). しかし、会計検査院の刊行物では、NAO Board の語を用いて組織の説明が行われており、運用上は検査官の合議体が NAO Board として認識されている。Annual Report 2012, National Audit Office, pp.30-31. <http://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2012/05/NAO_AR_2012.pdf>

(23) The Public Accounts Commission, House of Commons, *op.cit.* (18), para.4.

と下院の会計検査院監督委員会の勧告事項に基づいて会計検査院の起草した条項案が会計検査院監督委員会の承認を得て公表された⁽²⁴⁾。これらの条項案は、政府側との折衝を経て、当時起草作業が進められていた憲法再生法案草案の第1章等⁽²⁵⁾として練り直された上で、同年12月16日の会計検査院監督委員会の会議でおおむね承認されている⁽²⁶⁾。2009年7月20日に憲法再生法案草案は憲法改革及び統治法案と題名を改めて議会に提出されたが、下院の審議で会計検査院の機構改革に関する第7章の規定がさしたる注目を引くこともなく、同法案は2010年3月2日に下院を通過して上院に送付された。しかし、4月6日に同月12日の解散と5月6日の総選挙が決定されると、解散直前の議事一掃期間（wash-up）における会期末処理の過程において法案から第7章会計検査を含む数章の規定が削られた後、2010年憲法改革及び統治法（2010年法律第25号）⁽²⁷⁾は成立した⁽²⁸⁾。総選挙後の2010年10月21日、政府は同法案原案第7章とおおむね同様の規定に加え、本稿の冒頭で述べた予算責任局の新設等に関する規定を併せて盛り込んだ予算責任及び会計検査法案を改めて上院に提出した。その後同法案は大きな

修正もなく経過し、最終的に2011年3月22日に女王の裁可を得て2011年予算責任及び会計検査法が制定された。同法の会計検査関係の規定は、同法上、一部の規定を除き、財務省が命令で定める日から施行するものとされた⁽²⁹⁾。これを受けて制定された同法第2施行令によれば、同法の会計検査院関係の規定は、同令で定める当該規定の区分に応じ、2011年11月1日、2012年1月1日又は2012年4月1日から段階的に施行されている⁽³⁰⁾。

II 2011年予算責任及び会計検査法第2章等の概要

2011年予算責任及び会計検査法（以下IIにおいて「法」という。）のうち、会計検査院（以下IIにおいて「院」という。）の機構改革に関する本則第2章17か条並びに第2附則及び第3附則の概要を紹介する。

1 第2章 会計検査

法第2章の規定は、院の運営体制の現代化に関するものであり、会計検査院長（以下IIにおいて「院長」という。）に関する規定（第11

(24) The Public Accounts Commission, House of Commons, *Draft clauses on the corporate governance of the National Audit Office: 16th Report*, HC 1027, 24 July 2008.

(25) Constitutional Renewal Bill. <<http://www.parliament.uk/documents/upload/bill13.pdf>>; なお、“Government's draft clauses on NAO corporate government” in: *The Public Accounts Commission meeting held on 16 December 2008* <<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-archive/public-accounts-commission/tpacmeeting161208/>> 参照

(26) Public Accounts Commission, *Minutes of Meeting on Tuesday 16 December 2008*. <<http://www.parliament.uk/documents/commons-committees/publicaccountscommission/Mins16Dec08.pdf>> 同案には会計検査院長の俸給が事務次官待遇を超えてはならない旨の第1附則第1条があったが、会計検査院監督委員会は高等法院の首席裁判官（Lord Chief Justice）と同等の待遇にすべきであるとした。また、同案第1附則第5条第1項では会計検査院長の再就職制限期間が未定であったが、同委員会は再就職制限期間は5年間が望ましいとした。

(27) Constitutional Reform and Governance Act 2010 (c.25).

(28) Dominic Webb and Oonagh Gay, “Budget Responsibility and National Audit Bill [HL]”, House of Commons Library, *Research Paper*, 11/15, 8 February 2011, para.3.5. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP11-15.pdf>>

(29) Budget Responsibility and National Audit Act 2011, s.29 (3).

(30) The Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (Commencement No.2) Order 2011, S.I. 2011/2576, ss.2-5.

条～第19条)、院に関する規定(第20条～第23条)、雑則及び補則(第24条～第26条)並びにウェールズに関する特則(第27条)に分かれる。

院長は、従来どおり、首相が下院決算委員長(野党第1党の所属議員)との合意に基づいて上奏の議案を下院に提出し、下院の上奏に基づいて女王が任命し(第11条第1項～第5項)、議会両院の上奏がなければ罷免されない(第14条第2項)。ただし、任期が10年に定められ再任ができなくなった(第11条第6項・第7項)。⁽³¹⁾

院長の地位については、従来どおり下院の役員(officer)であり一人法人であるが(第12条第1項・第2項)、新たに上院議員等との兼職が禁止された(同条第3項・第5項)。

また、院長の権限については、従来どおりその職務の遂行上完全な裁量権があるとされている(第17条第1項)。ただし、能率性や費用効率性の尊重等、院長としての職務遂行の基準が定められた(同条第3項以下)。

その他、法第2章には、院長の報酬(第13条)、その辞職後の再就職の制限(第15条)、院の支出(第23条)等に関する規定等が設けられた。⁽³²⁾

なお、従前の院は院長とその任命する職員で組織されていたが、新たに院は検査官9人による合議機関となって法人格が付与され、院長とは別の法人となった。院の組織等については第2附則(2参照)で、院と院長との関係については第3附則(3参照)で定められている。⁽³³⁾

2 第2附則 会計検査院

院に関する法第2附則の規定は、検査官

(member of NAO)の資格及び地位に関する第1章(第1条・第2条)、院外検査官(non-executive member)に関する第2章(第3条～第10条)、総裁に関する第3章(第11条)、院内検査官(employee member)に関する第4章(第12条～第16条)、職員(employee)に関する第5章(第17条)、内部手続に関する第6章(第18条～第20条)及びその他の事項に関する第7章(第21条～第28条)に分かれる。

院は検査官9人をもって組織し(第1条第1項)、うち過半数の5人を院外検査官(同条第2項(a))、1人を院長(同項(b))、3人を院内検査官(同項(c))とする。これにより、院は独任制の院長を長とする機関から、検査官9人で組織する機関に改められた⁽³⁴⁾。

検査官のうち院を主宰する(chair)者(以下「院の主宰者」という。院の会議(検査官会議に相当する。)の議長となる。)は院外検査官でなければならず(第3条第1項)、会計検査院長や院内検査官は院の主宰者となることができない。院の主宰者の任命については、院長と同様に首相が下院決算委員長との合意に基づいてその任命に関する上奏案を發議し、下院の上奏に基づいて女王が院の主宰者を任命する(同条第2項～第7項)。その任期は3年以内であるが、任期の延長又は再任を妨げない(同条第8項・第5条)。

その他の院外検査官は、院の主宰者の推薦する者を下院の会計検査院監督委員会(以下IIにおいて単に「監督委員会」という。)が任命する(第4条)。院外検査官の任期は、3年以内とし、1回に限り再任が可能である(第5条)。

院長は、院の総裁(chief executive)とされ

(31) なお、I 1及び前掲注(13)参照

(32) Budget Responsibility and National Audit Act 2011, ss.18-26.

(33) Budget Responsibility and National Audit Act 2011, ss.20-23.

(34) 法人格の所在を度外視すると、イギリス会計検査院は、日本の国家機関の中では、人事官3人をもって組織する人事院(国家公務員法第4条)に類似する。ちなみに、日本の会計検査院は、「三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する」(会計検査院法第2条)ものとされている。

たが、院の職員ではないものとされている（第11条）。

院内検査官の任命は、欠員補充による（第12条第1項）。その欠員は、原則として院長の推薦する者を院外検査官が任命して補充する（同条第2項・第3項(a)）。ただし、院外検査官は、院長に対し別の者の推薦を求めることができる（同項(b)）。院内検査官の任期は院内検査官の任用条件として院外検査官が定めるところによる（第13条第1項・第14条(a)）、本人が院の職員でなくなったときは、その任務は終了する（第14条(b)）。

職員の採用は院長の権限ではなく院の権限に属する事項となり（第17条第1項）、採用された職員の待遇はおおむね公務員に準じたものとなる（同条第2項）。

院は、その内部手続を規則で定める（第18条）。ただし、規則で院の会議（NAO meeting）の定足数を定めるときは、出席検査官の過半数が院外検査官でなければ、定足数に達したものとすることができない（第19条）。また、規則で、院に委員会を置き、委員会に小委員会を置くことができる（第20条）⁽³⁵⁾。

院の会計検査については、毎会計年度、監督委員会の承認を得て、当該検査に当たる調査官1人を任命しなければならない（第25条）。

3 第3附則 会計検査院と会計検査院長との関係

第3附則は、院と院長との関係について、次に掲げる事項等を定めている。⁽³⁶⁾

① 院と院長とは、共同して、院及び院長の事務に関する戦略を策定することができること

（第1条第1項(a)）。

② 院は、院長の事務に必要な資源を提供する義務を負うこと（第2条第1項・第2項）。

③ 院は、院長の職務遂行を監視する義務を負い（第4条）、また、院長に対しその事務について助言する権限を有すること（第5条）。

④ 院長は、その事務を院の職員に委任する制度に関する規則を整備することができるが（第6条第1項）、当該規則及びその改正には監督委員会の承認を要すること（同条第2項）。

⑤ 院長が欠けたとき又はその心身に故障があるときは、院は、6か月間に限り、監督委員会の同意を得て、院の職員に院長の権限を委任することができること（第7条）⁽³⁷⁾。

⑥ 院と院長とは、共同して、年次報告書を作成して監督委員会に提出する義務を負うこと（第9条）。

⑦ 院と院長とは、共同して、その相互関係に関する職務規程を整備し（第10条第1項）、当該規程及びその改正について監督委員会の承認を得なければならないこと（同条第6項）。

おわりに

最後に、2011年予算責任及び会計検査法の定める会計検査院の機構改革の要点について、改めて整理して本稿を閉じることとする。

かつての会計検査院長の不祥事の要因は、同院長が同院内の事項についていわば独裁的に処理する権限を有しながら、その濫用を抑制する仕組みが同院の内外ともに存在しなかったことにあった。そこで、このような仕組みを整備するために制定されたのが2011年予算責任及び

⁽³⁵⁾ 現在、報酬委員会（Remuneration Committee）と内部監査委員会（Audit Committee）が置かれている。*Annual Report 2012*, National Audit Office, pp.30-31. <http://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2012/05/NAO_AR_2012.pdf> なお、第I章第2節参照

⁽³⁶⁾ Budget Responsibility and National Audit Act 2011, Sch.3.

⁽³⁷⁾ さらに、院長の心身の故障については、下院議長がその故障により院長の職務の遂行に重大な支障があると認めることが必要となる（同条第2項）。

会計検査法である。その際、会計検査院が下院の所轄の下に置かれた行政監視機関として高度の独立性を有することに鑑み、同法は、直接外部の機関が会計検査院長の権限を抑制する仕組みを採用せず、会計検査院の内部にその仕組みを設けた。具体的には、会計検査院を検査官9人で組織する法人とし、会計検査院長がその職務遂行について有する指揮監督権を尊重しながら、主に同院長の行う院内事項の処理については、合議機関である会計検査院の監視や承認に服することとした。さらに、検査官の過半数を院外検査官とすること、会計検査院長とは別に合議機関である会計検査院の主宰者（検査官会議の議長に相当）を置き、これに院外検査官を充てること、年次報告書を下院の会計検査院監督委員会に提出してその承認を受けるものとする等により、外部の目による監視の体制が

確保され、会計検査院の透明性の向上を図る仕組みとなっている。

日本においても、その人事が国会の承認に服するような独立性の高い機関は少なくない。当該機関の組織及び運営の在り方については、本稿で紹介したイギリス会計検査院の制度が参考となる余地があるのではないかと思われる。このような観点からも、今回のイギリス会計検査院の機構改革の成果については今後の展開が注目される。

参考文献

- ・ Budget Responsibility and National Audit Act 2011: Explanatory Notes. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/4/notes>)

(かわしま たろう)

2011年予算責任及び会計検査法（会計検査関係）

Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (c.4). - Extract -

海外立法情報調査室 河島 太朗訳

【目次】

第2章 会計検査（第11条～第27条）

会計検査院長（第11条～第19条）

会計検査院（第20条～第23条）

雑則及び補則（第24条～第26条）

ウェールズ会計検査院長（第27条）

第2附則 会計検査院（第1条～第28条）

第1章 [検査官の]資格及び地位（第1条・第2条）

第2章 院外検査官（第3条～第10条）

第3章 総裁（第11条）

第4章 院内検査官（第12条～第16条）

第5章 職員（第17条）

第6章 手続規則（第18条～第20条）

第7章 その他の事項（第21条～第28条）

第3附則 院と会計検査院長との関係（第1条～第13条）

第2章 会計検査（National audit）

会計検査院長（Comptroller and Auditor General）

第11条 会計検査院長の職

(1) 会計検査院長の職（ウェールズ語名称 Rheolwr ac Archwilydd Cyffredinol）⁽¹⁾は、引き続き存続するものとする。

(2) 会計検査院長（Comptroller and Auditor

General）⁽²⁾は、女王陛下が開封勅許状〔を交付して〕任命する。

(3) [前項の]⁽³⁾女王陛下の任命権は、下院の上奏に基づいて行使する。

(4) [前項の]上奏は、首相がその議案を提出する。

(5) 前項の議案を提出するには、首相は、下院決算委員会（Committee of Public Accounts）の委員長との合意によらなければならない。

(6) [会計検査院長に]任命された者の任期は、10年とする。

(7) [前項の]者は、再任されることができない。

第12条 地位等

(1) 会計検査院長は、引き続きこれと同じ名称の一人法人（corporation sole）とする。

(2) 会計検査院長は、引き続き下院の役員（officer of the House of Commons）とする。

ただし、1978年下院（議院運営）法⁽⁴⁾第4条第4項の規定（下院において、又は下院のために採用された職員（staff employed）に対する同法の適用について定める規定）は、会計検査院長については、適用しない。

(3) 会計検査院長の職にある者は、上院議員であることができない。

(4) 会計検査院長は、次に掲げる者でないものとみなす。

(1) 以下訳文中（ ）内の日本語は、原文の（ ）内を翻訳したものである。ただし、ウェールズ語の原文は、あえて原語表記のままとした。

(2) 以下訳文中（ ）内の原語は、訳者が補ったものである。

(3) 以下訳文中〔 〕内の字句は、訳者が補ったものである。

(4) House of Commons (Administration) Act 1978 (c.36).

- (a) 国（王）の官吏又は代理人（servant or agent of the Crown）⁽⁵⁾
- (b) 国（王）の地位、免責又は特権を享受する（enjoying any status, immunity or privilege of the Crown）者
- (5) 会計検査院長の職にある者は、その他の職又は地位で国（王）が任命し、若しくは国（王）のために任命することができるもの又はその任命について国（王）が推薦し、若しくは国（王）のために推薦することができるものに就くことができない。

第13条 報酬の取決め

- (1) 会計検査院長が任命される前に、首相及び下院決算委員会の委員長は、共同して、その〔任命が予定されている〕者に関する報酬の取決めをするものとする。
- (2) 当該報酬の取決めにより、次に掲げる事項を定めることができる。
 - (a) 俸給〔及び〕手当に関する定め〔並びに〕年金その他の給付金に関する取決めをすること。
 - (b) [(a)に掲げる事項]の要素の1又は2以上を随時調整する数式その他の仕組みを規

- 定すること。
- (3) 〔前項〕の規定にかかわらず、〔前項各号に掲げる事項〕の要素は、成果主義によらないものとする。
- (4) 会計検査院長としての勤務を国家公務員組織⁽⁶⁾の在職者の勤務とみなして適用される主たる公務員年金制度〔に関する規則〕（principal civil service pension scheme）⁽⁷⁾（1972年公務員等退職年金法第2条第10項⁽⁸⁾）に規定する主たる公務員年金制度〔に関する規則〕をいう。）については、〔報酬の〕取決めで特別の定めをすることができる。
- (5) この条の規定により支払われる額〔の金銭〕は、統合基金（Consolidated Fund）がこれを負担し、及び支弁する。
- (6) 年金の取決めに関するこの条の補則は、財務省（The Treasury）⁽⁹⁾が命令（statutory instrument）で定めることができる。
- (7) 法令の規定であって、会計検査院長に対し支払うべき年金の取決めに関し適用しないもの又は読替え（modifications）をして適用するもの〔第4項に規定する範囲内において定める場合〕にあつては、主たる公務員年金制度〔に関する規則〕で読替えをして適用するも

(5) Crown の語は、「個々の国王または女王ではなく、王位、すなわち制度としての国王を意味する」とされ、例えば、crown case は、国王の名において訴追を行う刑事事件のことをいう。「crown」, 「crown case」田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.220. イギリスでは、国（state）の概念が発達しなかった代わりに、Crown が便宜的に国を象徴する語として多用されている。A. W. Bradley and K. D. Ewing, *Constitutional and Administrative Law*, 15th ed., Harlow: Longman, 2010, p.233. なお、戒能通厚編『現代イギリス法事典』（新法学ライブラリ 別巻1）新世社, 2003, p.156 参照

(6) 一般的には、政策の企画立案や実施等政権の補佐を含む国の文官事務の処理に従事する国の職業公務員の組織体を国家公務員組織（civil service）という。Daniel Greenberg, ed., *Jowitt's dictionary of English law*. 3rd ed., v. 1 (A-I), London: Sweet & Maxwell, 2010, p.409; 河島太朗「イギリスの2010年憲法改革及び統治法(1)―公務員―」『外国の立法』250号, 2011.12, pp.81-82, 注⁽¹⁰³⁾.

(7) 主たる公務員年金制度〔に関する規則〕は命令集（S.I.）に掲載されていないが、次の政府サイトから見ることができる。Scheme rules. (<http://www.civilservice.gov.uk/pensions/governance-and-rules/scheme-rules>) 以下、インターネット情報は、2013年4月30日現在のものである。

(8) Superannuation Act 1972 (c.11), s.10 (2). 主たる公務員年金制度〔に関する規則〕とは、内国公務員組織又は外務公務員組織の在職者に関する主たる年金制度〔に関する規則〕をいう。

(9) 1978年法の解釈に関する通則法の規定によれば、The Treasury とは、Commissioners of Her Majesty's Treasury をいうものとされている。Interpretation Act 1978 (c.30), Sch. 1, Definition.

のを含む。]⁽¹⁰⁾については、第6項の規則で定めることができる。

- (8) 第6項の規則を定める命令（statutory instrument）は、下院の決議によりその効力を失わせることができる⁽¹¹⁾。

第14条 辞職又は罷免

- (1) 会計検査院長は、首相に対し書面で通知することにより、その職を辞することができる。
- (2) 女王陛下は、議会両院の上奏に基づいて、会計検査院長を罷免することができる。

第15条 会計検査院長であった者の再就職等

- (1) この章の規定により会計検査院長として任命された者で既にこれを離職したものについては、この条の規定を適用する。
- (2) [前項の]者は、次に掲げる行為をする前に、会計検査院監督委員会（Public Accounts Commission）の指定した者と協議しなければならない。
- (a) 監督委員会（the Commission）の指定した種類の職又は地位に就くこと。
- (b) [監督委員会の]指定した合意その他の取決めを締結すること。
- (3) [第1項の]者が会計検査院長でなくなった日の翌日から起算して2年間は、第4項及び第5項の規定を適用する。
- (4) [第1項の]者は、次に掲げる者となつてはならない。
- (a) 職又は地位であつて、国（王）が任命し、若しくは国（王）のために任命することができるもの又はその任命について国（王）

が推薦し、若しくは国（王）のために推薦することができるものを有する者

- (b) 法令の規定により会計検査院長による計算書類の検査、調査又は査察が必要な団体等の社員（member）、理事等（director）、役員（officer）又は職員（employee）である者
- (5) [第1項の]者は、次に掲げる者に役務を提供することができない。
- (a) 国（王）又はその職務を代行する機関その他の者
- (b) 法令の規定により会計検査院長による計算書類の検査、調査又は査察が必要な団体等
- (6) 第4項及び第5項の規定は、何人も次に掲げる職に就くことを妨げない。
- (a) スコットランド会計検査院長（Auditor General for Scotland）
- (b) ウェールズ会計検査院長（Auditor General for Wales）
- (c) 北アイルランド会計検査院長（Comptroller and Auditor General for Northern Ireland）

第16条 役務の提供

会計検査院長は、何人に対しても、[また]連合王国の内外を問わずいかなる場所においても、会計検査院長の締結する合意その他の取決めにより、役務を提供することができる。

第17条 事務の遂行方法

- (1) 会計検査院長は、1983年会計検査法⁽¹²⁾第2章の調査（examination）を実施するか否か、

(10) 以下訳文中の〔 〕は、翻訳にあたり訳者が補って挿入した括弧である。なお、〔 〕内末尾の句点（。）も、必要に応じ訳者が補った。

(11) cf. Statutory Instruments Act 1946 (c.36), s.5(1). なお、河島太郎「イギリス議会における行政監視」『外国の立法』255号, 2013.3, p.61. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111647_po_02550005.pdf?contentNo=1>; 田中祥貴「第4章 英国議会と委任立法」『委任立法と議会』日本評論社, 2012, pp.211-212 参照

(12) National Audit Act 1983 (c.44).

及び当該調査の実施方法について決定すること等、その権限に属する事務の遂行に際し完全な裁量を有する。

- (2) 第1項の規定は、次に掲げる規定の適用を妨げない。
- (a) 第3項及び第4項
 - (b) その他の法令の規定
- (3) 会計検査院長は、能率的かつ費用効率的な事務の遂行を旨としなければならない。
- (4) 会計検査院長は、会計検査院長として適切と認める限り、会計事務又は検査事務の専門家が従うことを期待される基準及び原則を尊重しなければならない。
- (5) 会計検査院長の〔権限に属する〕事務の遂行については、この条の規定のほか、次に掲げる規定（等）を適用する。
- (a) 会計検査院長が下院決算委員会の所定の提案を尊重することを要する旨の1983年会計検査法第7A条（この法律第18条の規定により加えられた規定をいう。）の規定
 - (b) 会計検査院という名称を有する法人の設立に関する第20条及び当該法人の検査官9人のうち1人をもって充てる会計検査院長かつ当該法人の総裁（chief executive）に関する第2附則の規定
 - (c) 会計検査院と会計検査院長との関係について定める第3附則の規定

第18条 経済性、能率性及び効率性の調査

1983年会計検査法第2章（経済性、能率性及び効率性の調査）中第7条の次に次の1条を加える。

〔第7A条 下院決算委員会による提案

この章の調査を実施すべきか否かの決定に際し、会計検査院長は、下院決算委員会による提案を尊重しなければならない。〕

第19条 会社の会計検査

2000年政府資源及び政府会計法⁽¹³⁾第25条（会計検査院長による調査）第10項の次に次の2項を加える。

〔(11) 第6項⁽¹⁴⁾の命令を遡及して適用する（relate）団体が2006年会社法⁽¹⁵⁾第1条第1項に規定する会社に限られる場合には、当該命令については、第10項(c)⁽¹⁶⁾の規定を適用しない。

〔会社〕法第16章（会計監査（audit））と第6項の命令との適用関係（interaction）については、同法第475条及び第482条⁽¹⁷⁾の定めるところによる。

(12) 第11項の規定により第10項(c)の規定が適用されない命令は、いずれかの議院の決議によりその効力を失わせることができる。〕

会計検査院（National Audit Office）

第20条 〔会計検査〕院の設立

(1) 会計検査院（ウェールズ語名称 Y

(13) Government Resources and Accounts Act 2000 (c.20).

(14) 会計検査院長の検査を受ける会計書類は、財務省が命令で定める旨の規定である。Government Resources and Accounts Act 2000, s.25(6).

(15) Companies Act 2006 (c.46).

(16) あらかじめ命令案を議会に提出して各議院の承認を受けなければ、第6項の命令を制定することができない旨の規定である。Government Resources and Accounts Act 2000, s.25(10)(c).

(17) Companies Act 2006, ss.475, 482. 会社の計算書類には原則として同法上の会計監査が必要である旨、非営利会社で会計検査院長等の公的な会計検査を受けるものには会計監査に関する同法の規定を適用しない旨等を規定している。

Swyddfa Archwilio Genedlaethol) は、法人とする。

- (2) この章において「院 (NAO)」とは、会計検査院をいう。
- (3) [この章に定めるもののほか、] 院については、第 2 附則で定める。

第 21 条 能率性等

院は、能率的かつ費用効率的な事務の遂行を旨としなければならない。

第 22 条 会計検査院長との関係

院と会計検査院長との関係については、第 3 附則で定める。

第 23 条 院の支出

- (1) 院の支出は、議会の議決した資金の歳出とする。
(ただし、第 13 条第 5 項及び第 24 条第 1 項並びに第 2 附則第 6 条第 2 項の定めるところによる。)
- (2) 各会計年度ごとに、院及び会計検査院長は、共同して、院による資源の利用の見積書 (estimate) を作成しなければならない。
- (3) [前項の] 資源は、(院に対し会計検査院長の [権限に属する] 事務 [の遂行] に必要な資源の提供を求める) 第 3 附則第 2 条第 1 項の規定により必要となる資源 (等) を含むものでなければならない。
- (4) 院の主宰者 (the person who chairs NAO) 及び会計検査院長は、共同して、会計検査院監督委員会に対し [第 2 項の] 見積書を提出しなければならない。
- (5) [第 2 項の見積書については、] 監督委員会は、次に掲げる [手続に従って] 処理しなければならない。
 - (a) [第 2 項の] 見積書を精査すること。
 - (b) [(a)の] 見積書に (必要に応じ) 監督委

員会が適当と認める変更を加えて下院に提出すること。

- (6) [前項の] 処理をする際には、監督委員会は、下院決算委員会又は財務省の助言を尊重しなければならない。

雑則及び補則

第 24 条 免責 (Indemnification)

- (1) (契約によるか、その他 [の原因] によるかを問わず、) 会計検査院長の [権限に属する] 事務の一部として実施された検査、調査又は査察について免責対象者 (an indemnified person) が義務違反の責任を負う [こととすれば] これにより免責対象者が支払うべき額 [の金銭] は、統合基金がこれを負担し、及び支弁する。
- (2) [前項の] 責任は、他の免責対象者に対するものであってはならない。
- (3) 次に掲げる者は、免責対象者とする。
 - (a) 会計検査院長
 - (b) 院
 - (c) かつて検査官 (member of NAO) であった者又は現に検査官である者
 - (d) かつて院の職員であった者又は現に院の職員である者

第 25 条 解釈

- (1) この章において、[次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。]

「院」の意義は、第 20 条第 2 項に定めるところによる。

「会計検査院監督委員会」とは、1983 年会計検査法第 2 条の規定により置かれた機関をいう。

「法令の規定 (statutory provision)」とは、成立又は制定の時期を問わず、法律又は下位法令 (subordinate legislation) ([それぞれ]

1978年法の解釈に関する通則法第21条第1項⁽¹⁸⁾に規定する「法律又は下位法令」をいう。)の規定をいう。

「資源の利用」[の意義]は、2000年政府資源及び政府会計法第27条⁽¹⁹⁾の規定に従って解釈されるものとする。

- (2) この章においては、次に掲げる各期間を[それぞれ]会計年度(financial year)とする。
- (a) 指定日から起算してその後最初の3月31日をもって満了する期間
- (b) (a)に掲げる期間後引き続き12か月ごとの各期間
- (3) 第2項(a)において「指定日」とは、同項[(a)]の規定により、財務省が命令で指定する日をいう。
- (4) この章においては、1983年会計検査法におけると同様に同法第13条の規定(下院決算委員会の名称の解釈)⁽²⁰⁾の適用があるものとする。

第26条 経過規定及び関係法令の整理

- (1) [この章に関する]経過規定については、第4附則の定めるところによる。
- (2) [この章の規定の]施行に伴う関係法令の整理については、第5附則の定めるところによる。

ウェールズ会計検査院長
(Auditor General for Wales)

第27条 ウェールズ国民議会(National Assembly for Wales)の権限

2006年ウェールズ統治法⁽²¹⁾の改正については、第6附則の定めるところによる。

第2附則 会計検査院

第1章 [検査官の]資格及び地位

(資格)

- 第1条 (1) 院は、検査官9人をもって組織する。
- (2) 検査官は、次に掲げる資格の区分に応じ、それぞれ次に定める員数とする。
- (a) 院の職員でない者 5人「院外検査官(non-executive members)」という。(第2章に定める者)
- (b) 会計検査院長(第3章に定める者)
- (c) 院の職員 3人(「院内検査官(employee members)」という。)(第4章及び第5章に定める者)

(地位)

- 第2条 (1) 院又はその検査官若しくは職員は、いずれも次に掲げる者でないものとみなす。
- (a) 国(王)の官吏又は代理人
- (b) 国(王)の地位、免責又は特権を享受する者
- (2) 院の財産は、国(王)の財産又は国(王)のために有する財産でないものとみなす。

(18) Interpretation Act 1978 (c.30), s.21(1).「下位法令」とは、Orders in Council(勅令)、orders(執行命令)、rules(手続規則)、regulations(実体規則)、schemes(制度に関する規則)、warrants(令状)、byelaws(条例)その他のinstruments(命令)であって、法律に基づいて制定されたものをいうものとする規定である。

(19) Government Resources and Accounts Act 2000 (c.20), s.27.資源の利用とは、支出、消費又は価値の減少をいうものとする規定である。

(20) National Audit Act 1983, s.13.会計検査院監督委員会に名称変更等があった場合には、「会計検査院監督委員会」という名称を新たな名称に読み替えて同法を適用すべき旨の規定である。

(21) Government of Wales Act 2006 (c.32).

第2章 院外検査官

（院を主宰する検査官）

- 第3条** (1) [院は、] 院外検査官である者1人が主宰する。
- (2) 前項の者は、女王陛下が開封勅許状 [を交付して] 任命する。
- (3) 女王陛下は、下院の上奏に基づいて、[前項の任命] 権を行使することができる。
- (4) [前項の] 上奏の議案は、首相が提出する。
- (5) [前項の議案を提出] するには、首相は、下院決算委員会の委員長との合意 [によら] なければならない。
- (6) 女王陛下は、首相の勧告に基づいて、開封勅許状 [を交付して] この条の規定による任期を延長することができる。
- (7) [前項の] 勧告をするには、首相は、下院決算委員会の委員長との合意 [によら] なければならない。
- (8) 第5条から第7条までの規定 [の適用] については、任期の延長は、別に任命があったものとみなす。

（その他の院外検査官の任命）

- 第4条** (1) [前条の院外検査官] 以外の院外検査官は、[この条の] 定めるところにより、会計検査院監督委員会が任命するものとする。
- (2) [前項の検査官に] 欠員があるときは、院の主宰者は、監督委員会に対し、その任命すべき者を推薦しなければならない。
- (3) [院の主宰者が前項の推薦をしたときは、] 監督委員会は、次に掲げる事項を行うことができる。
- (a) [院の主宰者が] 推薦した者を [第1項の検査官に] 任命すること。
- (b) 院の主宰者に対し、その他の者を推薦するよう求めること（この場合において、こ

の項の規定は、任命があるまで繰り返し適用する。）。)

（任期及び再任）

- 第5条** (1) この附則この章の規定による任期は、3年を超えないものとする。
- (2) 何人も、2回を超えて、この附則この章の規定により任命されることができない。

（報酬の取決め）

- 第6条** (1) 首相及び下院決算委員会の委員長は、共同して、院の主宰者に関する報酬の取決めをすることができる。
- (2) 第1項の規定により支払われる額[の金銭] は、統合基金がこれを負担し、及び支弁する。
- (3) 会計検査院監督委員会は、[第1項の] 者以外の院外検査官に関する報酬の取決めをすることができる。
- (4) 第3項の規定により支払われる額[の金銭] は、院が支払うものとする。
- (5) この条の報酬の取決めにより、次に掲げる事項を定めることができる。
- (a) 俸給、手当その他の給付金[年金を除く。]
- (b) [(a)に掲げる事項] の要素の1又は2以上を随時調整する数式その他の仕組み

（その他の任用条件）

- 第7条** (1) 会計検査院監督委員会は、この附則この章の規定によりその他の任用条件を定めることができる。
- (2) [前項の任用] 条件には、次に掲げるものの制限に関する [任用] 条件を含めることができる。
- (a) 職又は地位（職及び地位で国（王）が任命し、若しくは国（王）のために任命することができるもの又はその任命について国（王）が推薦し、若しくは国（王）のために推薦することができるものを含む。）で

あって、院外検査官が在職中又は離職後に就くことができるもの

- (b) 合意その他の取決め（国（王）又はその職務を代行する機関その他の者との合意及び取決めを含む。）であって、院外検査官が在職中又は離職後にその当事者となることのできるもの

（協議）

第8条 第6条の取決め又は第7条の定めをする前に、監督委員会は、公的な任命について監督〔権限を有〕する者で監督委員会が協議の相手方として適当と認めるものと協議しなければならない。

（任務の終了）

- 第9条** (1) 院の主宰者は、首相に対し書面で通知することにより、辞職することができる。
(2) その他の院外検査官は、会計検査院監督委員会に対し書面で通知することにより、辞職することができる。

- 第10条** (1) 女王陛下は、議会両院の上奏に基づいて、院の主宰者の任務を終了させることができる。
(2) 会計検査院監督委員会は、その他の院外検査官が次のいずれかに該当するときは、本人に書面で通知することにより、その任務を終了させることができる。
(a) 院の許可を得ないで3か月を超えて院の会議を欠席しているとき。
(b) 破産者となったとき又は債権者と和議の合意（arrangement）をしたとき。
(c) スコットランドにおいて不動産の差押えを受けたとき又は債務者として2002年債務整理及び差押に関する（スコットランド）

法（スコットランド法第17号）⁽²²⁾第1章の債務整理計画に合意し、若しくはスコットランド法に基づいて、債権者と債務免除（composition）若しくは債務整理（arrangement）の合意をし、若しくは債権者に信託証書（trust deed）を譲与したとき。

- (d) 違反行為により、任務の継続が不適當であるとき。
(e) 任用条件を遵守しなかったとき。
(f) その他検査官の職務の遂行に堪えないとき、その職務を遂行させることが不適當なとき又はその職務を遂行する意思がないとき。

第3章 総裁

第11条 会計検査院長は、院の総裁（ただし、職員でない者）とする。

第4章 院内検査官

（任命）

- 第12条** (1) 院内検査官は、〔この条の〕定めるところにより、院外検査官が任命するものとする。
(2) 〔前項の検査官に〕欠員があるときは、会計検査院長は、院外検査官に対し、その任命すべき者を推薦しなければならない。
(3) 〔会計検査院長が前項の推薦をしたときは、〕院外検査官は、次に掲げる事項を行うことができる。
(a) 当該者を〔第1項の検査官に〕任命すること。
(b) 会計検査院長に対し、その他の者を推薦するよう求めること（この場合において、この項の規定は、任命があるまで繰り返し適用する。）。

⁽²²⁾ Debt Arrangement and Attachment (Scotland) Act 2002 (asp 17).

（任用条件）

- 第13条** (1) 院内検査官の任用条件は、院外検査官が定める。
- (2) 次に掲げる事項を定めることができる報酬の取決めは、〔前項の任用〕条件に定めることができる
- (a) 俸給、手当その他の給付金。ただし、第4項に定めるものを除き、年金について定めることができない。
- (b) 〔(a)に掲げる任用条件〕の要素の1又は2以上を随時調整する数式 (formula) その他の仕組み。
- (3) 第2項の規定により支払われる額〔の金銭〕は、(第4項の規定に反しない限り) 院が支払うものとする。
- (4) 職員が本人に係る院の採用条件により年金制度の加入者であるときは、報酬の取決めにより、年金制度〔に関する規則〕については本人の院内検査官としての勤務を院の職員としての勤務とみなす旨の定めをすることができる。

（任務の終了）

- 第14条** 院内検査官の任務は、次に掲げる場合に終了する。
- (a) 〔院内〕検査官の任用条件の中にその任務が一定期間を経過した時に終了する旨の定めがある場合において、当該期間が経過したとき。
- (b) 〔院内〕検査官が院の職員でなくなったとき。

第15条 院内検査官は、院外検査官に対し書面で通知することにより、辞職することができる。

第16条 院外検査官は、院内検査官が次のいずれかに該当するときは、本人に書面で通知

することにより、その任務を終了させることができる。

- (a) 院の許可を得ないで3か月を超えて院の会議を欠席しているとき。
- (b) 破産者となったとき又は債権者と和議の合意をしたとき。
- (c) スコットランドにおいて不動産の差押えを受けたとき又は債務者として2002年債務整理及び差押に関する(スコットランド)法(スコットランド法第17号)第1章の債務整理計画に合意し、若しくはスコットランド法に基づいて、債権者と債務免除若しくは債務整理の合意をし、若しくは債権者に信託証書 (trust deed) を譲与したとき。
- (d) 違反行為により、任務の継続が不適當であるとき。
- (e) 任用条件を遵守しなかったとき。
- (f) その他検査官の職務の遂行に堪えないとき、その職務を遂行させることが不適當なとき又はその職務を遂行する意思がないとき。

第5章 職員

- 第17条** (1) 院は、職員を採用する (employ staff) ことができる。
- (2) 職員の採用条件 (terms of employment of any staff) の決定に際し、院は、おおむね公務員に適用されるものに準じて当該条件を維持することが望ましいことを尊重しなければならない。
- (3) 院の職員である者は、職又は地位であって、国(王)が任命し、若しくは国(王)のために任命することができるもの又はその任命について国(王)が推薦し、若しくは国(王)のために推薦することができるものに就くことができない。

第6章 手続規則

(総則)

第18条 院は、その手続を整備するため、規則を定めなければならない。

(院の会議の定足数)

第19条 規則で院の会議の定足数を定めるときは、出席した検査官の過半数が院外検査官でなければ、定足数に達したものとすることができない。

(委員会)

第20条 (1) [第18条の] 規則には、次に掲げる規定を設けることができる。

- (a) 院に委員会を置き、及び当該委員会が小委員会を設ける旨の規定
- (b) 当該委員会及び小委員会の手続に関する規定

(2) 院の職員で院内検査官でないものは、委員会又は小委員会の委員となることができる。

(3) 検査官又は院の職員のいずれでもない者は、委員会又は小委員会の委員となることができる[。]ただし、院の[権限に属する]事務は、(第23条の定めるところにより、)その委員会又は小委員会に委任しないものとする。

第7章 その他の事項

(権限)

第21条 院は、その[権限に属する]事務の遂行を円滑化するための事項、当該遂行に付随する事項又は当該遂行に資する事項を行うことができる。

(効力)

第22条 [次に掲げる事実が生じた場合においても、] 院、院外検査官又は委員会若しくは

小委員会の行為は、その効力を妨げられない。

- (a) 欠員
- (b) 任命上の瑕疵

(事務の委任)

第23条 (1) 院は、[その] 事務を検査官、職員又は委員会に委任することができる。

(2) 委員会は、[その] 事務(委任された事務を含む。)を小委員会に委任することができる。

(3) 事務の委任は、院又は委員会が(必要に応じ)自ら[その委任した] 事務を遂行することを妨げない。

(4) 次に掲げる規定に規定する事務は、委任することができない。

- (a) 本則第23条第2項
- (b) この附則第18条又は第25条第1項
- (c) 第3附則第1条第1項、第3条第1項若しくは第3項、第7条第3項、第9条第1項又は第10条第1項から第5項まで

(院の資源会計)

第24条 (1) この条の規定により会計官として任命された者は、毎会計年度、院の資源会計で2000年政府資源及び政府会計法第5条に規定する種類に係るものを準備しなければならない。

(2) 会計検査院監督委員会は、会計検査院長又はその他の適任者を会計官として任命しなければならない。

(3) 会計官として任命された者は、監督委員会が定めるその他の事務を遂行しなければならない。

(院の会計検査)

第25条 (1) 院は、毎会計年度、院の[会計検査に当たる] 調査官(auditor) 1人を任命しなければならない。

(2) [前項の調査官の] 任命(その任期を含む。)

は、会計検査院監督委員会の承認を〔受けることを〕必要とする。

- (3) 〔第1項の〕調査官は、2006年会社法第42章第2節の法定監査人（statutory auditor）として選任される資格〔を有する者〕でなければならない。
- (4) 院の会計検査は、法定監査（statutory audit）とみなして、同法第1214条（独立性の要件）及び第1216条（組合を〔法定監査人に〕任命した場合の効果）の規定を適用する。
- (5) 〔第1項の〕調査官は、当該会計年度の院の資源会計を調査しなければならない。
- (6) 〔前項の〕調査については、会計検査院長が〔各〕省の資源会計を調査する場合と同様に、（必要に応じ読替えをして）2000年政府資源及び政府会計法第6条第1項及び第25条第2項²³の規定を適用する。
- (7) 〔第1項の〕調査官がその調査を終了するときは、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) 計算書類〔が適正であるか否か〕を証明すること。
- (b) 〔(a)の計算書類〕に、これに関する調査官の報告書を添えて会計検査院監督委員会に送付すること。
- (8) 監督委員会は、〔前項の〕計算書類及び報告書を下院に提出しなければならない。

- 第26条**(1) 〔前条第1項の〕調査官の任用条件により、調査官に対し、院の資源の利用の経済性、能率性及び効率性について調査の実施を求めることができる。
- (2) 〔前項の〕調査官がその調査を終了するときは、報告書を作成して会計検査院監督委員会に送付しなければならない。
- (3) 監督委員会は、下院に〔前項の〕報告書を

提出しなければならない。

- 第27条**(1) 〔第25条第1項の〕調査官の職務で第25条又は第26条に規定するもの〔の遂行〕に必要と認められる文書について、調査官は、合理的な時間内において、いつでもその閲覧を求めることができる。
- (2) 〔前項の〕調査官は、同様に、いかなる文書を所持する者又はこれについて説明責任を負う者に対しても、その調査官が当該職務〔の遂行〕に必要と認める情報の提供又はその職務〔の遂行〕に必要と認める説明を求めることができる。

（書証）

- 第28条**(1) 院の公印の押印は、次に掲げる者の署名により認証されるものとする。
- (a) 検査官〔のいずれか〕
- (b) 検査官〔のいずれか〕がその権限（一般的であるか特定のであるかを問わない。）を委任した者
- (2) 院の公印を押して適正に作成され、又は〔前項各号に掲げる者が〕院のために署名したと認められる文書については、次に掲げる取扱いをするものとする。
- (a) 証拠として決定すること。
- (b) 当該方法により作成され、又は署名した文書として取り扱うこと〔。〕ただし、これに反する事実が証明された場合は、この限りでない。
- (3) この条の規定は、スコットランドの区域においては、施行しないものとする。

第3附則 院と会計検査院長との関係

（戦略）

²³ Government Resources and Accounts Act 2000, ss.6(1), 25 (2). 資源会計書類の審査基準、資源会計の調査範囲の変更等に関する下院への報告義務等を定める。

第1条 (1) 院及び会計検査院長は、共同して、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (a) 会計検査事務に関する戦略を策定すること。
- (b) 12か月ごとに1回以上 [(a)の] 戦略を検討すること（及び必要に応じこれを改訂すること）。

「会計検査事務」とは、院の〔権限に属する〕事務及び会計検査院長の〔権限に属する〕事務をいう。

(2) 〔前項の〕戦略には、次に掲げる期間について、それぞれ次に定める事項を記載しなければならない。

- (a) 〔その戦略〕の対象となる期間 会計検査事務に係る資源の使用計画
- (b) 〔その戦略〕の対象となる各会計年度 第2条第1項において院が提供する資源の限度〔額〕

(3) 〔第1項の〕戦略（〔その〕改訂版を含む。）は、会計検査院監督委員会の承認を受けなければならない。

(4) 〔前項の承認を受ける〕ため、院の主宰者及び会計検査院長は、共同して、〔第1項の〕戦略（又は〔その〕改訂版）を監督委員会に提出しなければならない。

(5) 戦略（又は〔その〕改訂版）を承認する前に、監督委員会は、必ずこれを検討し、これに変更を加えることができる。

(6) 前項の検討又は変更をする際に、監督委員会は、財務省の助言があればこれを尊重しなければならない。

(7) 院及び会計検査院長は、それぞれ〔第1項の〕戦略を実施しなければならない。

（会計検査院長の〔権限に属する〕事務に必要な資源の院による提供）

第2条 (1) 院は、会計検査院長の求めに応じ

会計検査院長の〔権限に属する〕事務に必要な資源を提供しなければならない。

(2) 院は、次に掲げる〔資源の提供〕等をつかさどる。

- (a) 当該事務の遂行を補佐する職員を採用すること。
- (b) 当該事務の目的を達成するため役務を調達すること。

(c) 当該事務〔の遂行〕上又はそ〔の遂行〕のため収集し又は作成した文書又は情報を保有すること。（第13条参照）

(d) 会計検査院長の求めに応じ当該事務に関する記録を保管すること。

(3) いずれの会計年度についても、第1項において会計検査院長が求めることができる資源の限度〔額〕は、第1条第2項(b)の規定により当該年度について定める限度〔額〕とする。

(4) 第1項の規定は、第3条の規定〔の適用〕を妨げない。

（会計検査院長による役務の提供で院の承認を要するもの）

第3条 (1) 会計検査院長は、第2項に規定する役務以外の役務については、院の承認を得なければ、提供することができない。

(2) 次のいずれかに該当する役務については、会計検査院長が提供する。

(a) 第2附則の規定に基づき院に対し提供するもの

(b) 会計検査院長の〔権限に属する〕事務で次に掲げる法律に規定するものの一部であるもの又は当該〔会計検査院長の〕事務に付随するもの

(i) 1866年国庫及び会計検査庁法⁽²⁴⁾

(ii) 1921年国庫及び会計検査庁法⁽²⁵⁾

(iii) 1968年国家貸付法⁽²⁶⁾

(24) Exchequer and Audit Departments Act 1866 (c.39).

(25) Exchequer and Audit Departments Act 1921 (c.52).

- (iv) 1983年会計検査法
- (v) 2000年政府資源及び政府会計法
- (c) 法令の規定〔2006年会社法第1226条（法定監査人として選任される資格）及びこの章の規定を除く。〕により会計検査院長が実施することを要し、又は実施の権限を有する検査、調査又は査察を構成し、又はこれらに付随するもの
- (3) 院が第1項の役務の提供を承認する場合には、院は、第2条第1項の場合において会計検査院長が役務のために求めることができる資源の限度〔額〕を定めるものとする。
- (4) この附則において「院承認済役務」とは、第1項に規定する院の承認を得て提供された役務をいう。

（院による監視及び助言）

第4条 院は、その適当と認める方法により、会計検査院長の職務の遂行を監視しなければならない。

- 第5条** (1) 院は、会計検査院長に対し、会計検査院長の〔権限に属する〕事務に関し助言を行うことができる。
- (2) 会計検査院長は、行われた助言を尊重しなければならない。

（会計検査院長の〔権限に属する〕事務の委任）

- 第6条** (1) 会計検査院長は、その権限に属する事務を院の職員に委任する制度〔に関する規則〕（scheme）を整備することができる。
- (2) 〔第1項の〕制度〔に関する規則〕（その改正（revision）を含む。）は、会計検査院監督委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 監督委員会が〔第1項の〕制度〔に関する規則〕（又はその改正）を承認したときは、

会計検査院長は、これに従って事務の委任をすることができる。

- (4) 〔会計検査院長の権限に属する事務の〕委任は、会計検査院長が〔当該事務を〕自ら行うことを妨げない。

（会計検査院長—不存在又は〔職務の執行〕不能）

第7条 (1) この条の規定は、会計検査院長が欠けた場合について適用する。

(2) この条の規定は、次に掲げる要件を満たす場合についても適用する。

(a) 下院議長が、下院に対し、会計検査院長である者について故障（心身のいずれかを問わない。）によりその職務の遂行の能力に重大な支障があると認める旨の同議長の見解を確認したこと。

(b) 〔(a)に規定する〕者について、かつてこの条の規定を適用しなかったこと。

(3) 〔会計検査院長が〕欠けている間又は〔その心身に〕故障がある間は、院は、会計検査院監督委員会の同意を得て、院の職員に対し、会計検査院長の〔権限に属する〕事務を遂行する権限を委任することができる。

(4) 「〔心身に〕故障がある間」とは、次の(a)に掲げる時期から起算して次の(b)に掲げる時期をもって満了する期間をいう。

(a) 下院議長が、下院に対し、第2項(a)に規定する〔見解〕を確認した時期。

(b) 〔下院〕議長が、下院に対し、〔会計検査院長である〕者について故障により会計検査院長の〔権限に属する〕事務の遂行の能力〔に生じた〕重大な支障がなくなった旨の同議長の見解を確認した時期。

(5) 第3項の規定を適用する事務は、第6条の規定により委任する事務を含む。

(26) National Loans Act 1968 (c.13).

(6) 6か月を超える故障の期間又は欠員について、[第4項(a)に掲げる時期から]6か月を経過した後は、第3項の規定に基づいて事務を遂行することができない。

(検査手数料等)

- 第8条**(1) 院は、会計検査院長が実施する検査の手数料を請求することができる。
- (2) 手数料は、全て院が整備する制度[に関する規則]に従って請求しなければならない。
- (3) [前項の]制度[に関する規則](その改正を含む。)は、会計検査院監督委員会の承認を受けなければならない。
- (4) 検査をすべき計算書類が国(王)の職務を代行する機関その他の者の計算書類である場合には、手数料の請求について、大臣(Minister of the Crown)の同意を必要とする。
- (5) 第1項から第4項までの規定は、院承認済役務の一部として実施した検査については、適用しない。
- (6) 会計検査院長は、役務の提供に関する合意その他の取決めによる場合に限り、院承認済役務について手数料その他の額[の金銭]を請求することができる。
- (7) 会計検査院長が収受した手数料その他の額[の金銭]は、院に納付しなければならない。
- (8) この条の規定により院が収受した手数料その他の額[の金銭]は、統合基金に繰り入れなければならない。

(報告書)

- 第9条**(1) 院及び会計検査院長は、毎会計年度の終了後できるだけ速やかに、共同して、年度の会計検査事務(第1条第1項)の遂行に関する報告書を作成しなければならない。
- (2) 院の主宰者及び会計検査院長は、共同して、会計検査院監督委員会に[前項の]報告書を提出しなければならない。

(3) 監督委員会は、[前項の]報告書を議会に提出しなければならない。

(職務規程)

- 第10条**(1) 院及び会計検査院長は、共同して、院と会計検査院長との関係処理する職務規程を整備しなければならない。
- (2) 当該規程の作成に際しては、院及び会計検査院長は、本則第17条第1項及び第2項に規定する原則に関する制限事項で会計検査院監督委員会、院及び会計検査院長の3者が合意したものに反しない限り、当該原則(等)を反映させるように努めなければならない。
- (3) 院及び会計検査院長は、共同して、当該規程を定期的に見直してその適切な改正をしなければならない。
- (4) 当該規程の整備又は改正に際しては、院及び会計検査院長は、財務省と協議しなければならない。
- (5) 院及び会計検査院長は、随時、監督委員会が行う当該規程の改正の提案についても、考慮しなければならない。
- (6) 当該規程(その改正を含む。)は、監督委員会の承認を受けなければならない。
- (7) 前項の承認を受けるため、院の主宰者及び会計検査院長は、共同して、監督委員会に当該規程(又はその改正[規程])を提出しなければならない。
- (8) 監督委員会が当該規程(又はその改正)を承認する場合には、監督委員会は、(その施行期日を明らかにして、)これを議会に提出しなければならない。
- (9) 院及び会計検査院長は、それぞれ当該規程を遵守しなければならない。

第11条(1) [前条の]規程を作成し又は改正する場合において、当該規程(その改正を含む。)に対する院の同意については、この条の定め

るところによるものとする。

- (2) [前項の] 同意は、院の会議 [の議決] に
よらなければならない。
- (3) [会議に] 出席して当該議事に投票した院
外検査官の半数以上が [第1項の] 同意に賛
成の投票をした場合でなければ、[院は、] 当
該同意をすることができない。
- (4) [院が第1項の同意をしようとするとき
は、] 院の手續に関する要件にこの条の定め
る要件を付加するものとする。

第12条 (1) [第10条の] 規程には、次に掲げ
る規定を設けなければならない。

- (a) 第1条の規定により必要な戦略の策定、
見直し及び改訂の方法に関する規定
- (b) 随時 [当該] 戦略の対象となる事項及び
その対象となる期間に関する規定
- (c) 第2条第1項において提供すべき資源の
提供方法に関する規定
- (d) 本則第23条の見積書の作成に関する規定
- (e) 第3条の規定による院の意思決定の方法
に関する規定
- (f) 第4条の規定により院が会計検査院長の
[権限に属する] 事務を監視する方法に関
する規定
- (g) 第5条の規定により院が助言を行う方法
[行われるべき助言の性質を含む。] に関す
る規定
- (h) 会計検査院長が第8条の手数料その他の
額 [の金銭] を請求する方法に関する規定
- (i) 会計検査院長に委任する院の [権限に属
する] 事務（第2附則第23条）の範囲に
関する規定
- (j) 院の院外検査官が会計検査院長の [権限

に属する] 事務の遂行に関し [意見公募に
応じて] 提出することができる意見の制限
に関する規定

- (2) 当該規程には、次に掲げる事項に関する規
定も、また設けることができる。
 - (a) 第9条の規定により必要な報告書の作成
方法及びその記載事項の記載方法
 - (b) 院又は会計検査院長（又はその双方）が
随時会計検査院監督委員会と協議すべき事項
 - (c) 法人としての管理運営 (corporate govern-
ance) の基準
- (3) この条の規定は、その他の事項に関し当該
規程で定めることを妨げるものではない。

(文書及び情報)

- 第13条** (1) 会計検査院長に対し提供する必要
があり、又は提供することができる文書又は
情報は、(本人が、又は会計検査院長を経由
して)院に対して[も]提供することができる。
- (2) 2000年情報自由法第3条第2項²⁷⁾において、
院が保有する文書又は情報で [この附則] 第
2条第2項(c)に規定するものは、院が自己の
ために保有するものとみなす。
 - (3) 院が保有する文書及び情報で第2条第2項
(c)に規定するものは、1983年会計検査法第3
条の規定により置かれた会計検査院がかつて
保有した文書及び情報を含む。

出典

- ・ イギリス政府法令検索サイト : legislation.gov.uk
<[http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/4/
contents](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/4/contents)>

(かわしま たろう)

²⁷⁾ Freedom of Information Act 2000 (c.36), s.3 (2). 公的機関が保有する情報（他人のために保有するものを除く。）又は他人が公的機関のために保有する情報を公的機関が保有する情報とする旨の規定である。ちなみに、同法は、公的機関が保有する情報の開示について定めるものである。